

県・市町連携 えひめ版応援金

- 時短要請や外出自粛等の影響を受ける **事業者を県市町連携で幅広く支援**
※市町により独自の上乗せ等あり

1 応援金の支給要件

- ① 3密回避の徹底等、感染対策に活用（アクリル板やCO2センサーの設置など）
- ② 令和3年1月～5月のうち売上げが前（前々）年同月比で30%以上減少

2 対象者

県内に本社を有する中小企業者等（個人事業主含む）で業種は問わない

3 支給対象外

- ① **時短要請の対象**となる飲食店
- ② 飲食店との取引先事業者で国の**一時支援金**を受け取る事業者

4 対象イメージ

- | | |
|-------|---|
| ① 飲食店 | <ul style="list-style-type: none">・ 県下全域の時短協力金の対象外となる飲食店（元々の営業時間が時短要請時間内の飲食店、屋内に常設の飲食スペースがない店舗（テイクアウト専門店、キッチンカー等）など）・ 松山市以外で酒類の提供がない飲食店（食堂、喫茶店等） |
| ② その他 | 食品加工事業者、食材等の卸事業者、製造事業者、旅客運送事業者（タクシー・バス等）、旅行関連（宿泊事業者、旅行代理店等）、小売事業者、イベント事業者、冠婚葬祭事業者、スポーツジム、理・美容、クリーニング店、農林水産業者 など
※国の一時支援金の対象となる事業者を除く |